

東 可 児 中 学 校 P T A 規 約

第 1 章 名称及び事務局

第 1 条 本会は、東可児中学校 P T A と称し、事務局を東可児中学校内に置く。
(可児市皐ヶ丘 4 丁目 7 1 番地)

第 2 章 目的

第 2 条 本会は、学校、家庭及び地域との理解と信頼を深めながら次の事項の達成に努める。
一 生徒の健全な育成と福祉を図る。
二 生徒の教育環境の充実と改善に努める。
三 会員相互の教養を高め、親睦を深める。

第 3 章 方針

第 3 条 本会は、教育を本旨とする民主団体として活動する。
第 4 条 生徒の健全な育成と福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
第 5 条 特定の政党や宗教に偏ることなく、また、もっぱら営利を目的とする行為は行わない。
第 6 条 学校の人事その他の管理に干渉しない。

第 4 章 会員

第 7 条 本会の会員は、東可児中学校に在籍する生徒の保護者及び東可児中学校の教職員とする。
第 8 条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第 5 章 会計

第 9 条 本会の会計は、会費、事業収入、寄付金及びその他の収入をもって充てる。
第 9 条の 2 本会の東可児中学校 P T A 特別会計は、P T A 資源回収、P T A 常時資源回収及びその他の収入をもって充てる。
第 9 条の 3 本会の 10 周年記念会計は、東可児中学校 P T A 特別会計からの特別基金積立金を充てる。
第 10 条 本会の会費は、会員一人(一世帯)につき年額 3,000 円とし、原則として年 2 回で納入する。
第 10 条の 2 転出、転入に伴う会費の返金及び徴収については、次のとおりとする。
一 1 か月につき 250 円で計算し、返金又は徴収する。
二 転出の場合は、在籍した月以降の分を返金し、転入の場合は、転入してきた月の分から徴収する。
第 11 条 本会の経理は、評議員会において承認された予算に基づいて行われる。
第 12 条 計画外予算の執行に当たっては、その内容について定例の本部役員会において審議し、本部役員全員の賛同を得て執行するものとする。(金融機関との取引は会計担当が行う)
第 13 条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を受けなければならない。
第 14 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 役員

第 15 条 本会は、次の役員をおくものとする。

| | | |
|----|---------|---------------------------|
| 一 | 会長 | 1 名 (保護者) |
| 二 | 副会長 | 2 名 (男性及び女性の保護者各 1 名) |
| 三 | 書記 | 2 名 (保護者 1 名、教職員 1 名) |
| 四 | 会計 | 2 名 (保護者 1 名、教職員 1 名) |
| 五 | 部長 | 2 名 (保護者とし、環境整備、広報の各 1 名) |
| 六 | 代議員長 | 1 名 (保護者) |
| 七 | 家庭教育学級長 | 1 名 (保護者) |
| 八 | 代議員 | 各地区 (保護者) |
| 九 | 会計監査委員 | 2 名 (一から八の役員を除く) |
| 十 | 健全育成委員 | 6 名 (男性保護者) |
| 十一 | 学年委員 | 各学年から 6 名 (保護者) |

2 本部役員は、会長、副会長、書記、会計、部長、代議員長、家庭教育学級長とする。
第16条 役員の任期は、原則として1年とし、第14条の会計年度に合わせるものとする。なお、再任を妨げないものとする。

2 ただし、本規約に従い円滑な活動を遂行するため、引き継ぎに要する期間はこの限りではない。
第17条 本会には顧問をおくこととし、校長と前会長がこの任に当たるものとする。なお、前会長が不在となる場合は、現会長が指名するものとする。

第18条 役員の選出は次の方法による。
一 推薦委員会は、本部役員及び会計監査委員について、会員から候補者を選出し、評議員会の承認を得て、総会にて報告する。
二 代議員は、地区ごとに本部役員以外の会員から選出する。
三 健全育成委員は、本部役員及び代議員以外の会員から選出する。
四 学年委員は、学年ごとに上記役員以外の会員から選出する。

第18条の2 役員の免除については別に定める。

第19条 推薦委員会の委員の数と選出の方法は別に定める。

第7章 集会

第20条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。

2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

3 総会は、全会員の3分の1の出席がなければ、その会議を開き、議決することはできない。ただし、委任状をもって出席とみなすことができる。

4 総会の議事は、出席者の過半数で決する。

5 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は全会員の3分の1以上の要求があったときに開催することができるものとする。

6 定期総会は、原則として年1回4月に開催し、次の事項を審議する。

- 一 新年度役員の選出経過の報告
- 二 新年度事業計画案ならびに予算案の承認
- 三 前年度事業報告ならびに会計報告
- 四 規約改正の報告
- 五 その他の重要事項

第21条 評議員会は、会計監査委員を除く役員によって構成する。

2 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その会議を開き議決することができない。

3 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決する。

4 評議員会は、次の事項を審議し、議決する。

- 一 本部役員会から提案された事項
- 二 本会の活動のための必要な委員会、部会の設置
- 三 その他本会の運営、活動に関すること
- 四 総会に報告すること

5 議長は、評議員の互選、又は評議員の承認を得て会長が務める。会は必要に応じて開催することができる。

第8章 本部役員会

第22条 本部役員会は、第15条第2項に定める本部役員をもって構成する。

第23条 本部役員会は、本会の運営、事業内容を審議し、方向性を決定する。

第9章 委員会・専門部会

第24条 代議員会は、代議員長及び代議員によって構成する。

2 代議員会は、本会の目的達成のための活動及び代議員としての研修を行う。

3 代議員長は、代議員会を代表する。

第25条 削除

第26条 健全育成委員会は、男性副会長、健全育成委員、代議員で構成する。

2 健全育成委員会は、本会の目的達成のための活動及び研修を行う。

- 3 健全育成委員会は、生徒の校外における諸活動や生活に対する援助及び指導を行う。
- 第27条 子育て委員会は、女性副会長と学年委員の半数で構成する。
- 2 子育て委員会は、本会の目的達成のための活動及び研修を行う。
- 第28条 削除
- 2 削除
- 第29条 広報部は、広報部長と学年委員の1/3で構成する。
- 2 広報部は、PTA会報や記念誌等の発行を行う。
- 第30条 環境整備部は、環境整備部長と代議員によって構成する。
- 2 環境整備部は、学校及び地域の教育環境の充実と改善に努める。
- 第30条の2 家庭教育学級は、PTA会員全員で構成する。
- 2 家庭教育学級は、保護者の子育て等に関わる講座等を行う。
- 第31条 特別の事項について、必要があるときは、第24条から第30条の規定に定める委員会及び専門部会以外の専門部を設けることができる。

第10章 役員の任務

- 第32条 会長は、次の職務を行う。
- 一 本会を代表し、会務を総括する。
 - 二 総会、その他全ての会を招集することができる。
 - 三 総会、評議員会への年間行事計画案、予算案、規約の改正等すべての議案提出者となる。
- 第33条 副会長は、次の職務を行う。
- 一 会長を補佐し、会長不在の場合は代理を務める。
 - 二 男性副会長は、健全育成委員長を兼ねる。
 - 三 女性副会長は、子育て委員長を兼ねる。
 - 四 男性副会長は、集会及び本部役員会等の司会を務める。
- 第34条 書記は、次の職務を行う。
- 一 総会及び評議員会の議事並びにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
 - 二 記録、通信その他の書類を保管する。
 - 三 会長の指示に従って、この会の庶務に従う。
- 第35条 会計は、次の職務を行う。
- 一 総会が承認した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
 - 二 会計監査委員の監査を経た決算書を総会に報告する。
- 第35条の2 会計監査委員は、次の職務を行う。
- 一 その年度の会計を監査する。
 - 二 監査結果を次年度の総会に報告する。
- 第35条の3 健全育成委員長は、次の職務を行う。
- 一 夏休み及び春休みの校外巡回指導の統括を行う。
 - 二 PTA芸術鑑賞会の企画、運営を行う
- 第35条の4 広報部長は、次の職務を行う。
- 一 広報誌の編集・発行をはじめとする広報活動の統括、指揮を行う。
- 第35条の5 環境整備部長は、次の職務を行う。
- 一 資源回収における外部業者との調整及び資源回収全体の統括、指揮を行う。
 - 二 校内草刈りの統括、指揮を行う。
- 第35条の6 代議員長は、次の職務を行う。
- 一 資源回収における桜ヶ丘小学校PTAとの調整及び代議員の統括、指揮を行う。
 - 二 推薦委員会の委員長として、役員選出の統括、指揮を行う。
- 第35条の7 削除
- 第35条の8 家庭教育学級長は、次の職務を行う。
- 一 家庭教委育学級の企画、運営を行う。
- 第36条 代議員は、次の職務を行う。
- 一 代議員会に出席する。
 - 二 自地区内会員を把握する。
 - 三 代議員会、健全育成委員会、環境整備部会に所属する。

- 四 推薦委員として役員選出に協力する。
- 第37条 学年委員は、次の職務を行う。
- 一 会員相互の連絡調整と親睦を図る。
 - 二 通信の伝達のほか、委員会及び専門部の活動に協力する。
 - 三 必要に応じ学年委員会を開催することができる。
 - 四 子育て委員会又は広報部、家庭教育学級に所属する。
- 第38条 健全育成委員は、次の職務を行う。
- 一 健全育成委員会に出席する。
 - 二 健全育成委員会に所属し、資源回収、校外巡回指導、芸術鑑賞会ほかの活動に参画する。
- 第39条 顧問は、すべての会合に出席し、意見を述べることができる。

第11章 細則

- 第40条 本会の運営に関する必要な細則は、この規約に反しない範囲で、会長が提案し、評議員会で議決することができる。
- 第41条 本会の規約は、評議員会の過半数の賛成がなければ改正することができない。

附則

この規約は、昭和58年4月1日から施行する。(東可児中学校 PTA 設立)

附則

この規約は、平成6年4月16日から施行する。

附則

この規約は、平成7年4月23日から施行する。

附則

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成18年4月22日から施行する。

附則

この規約は、平成19年4月21日から施行する。

附則

この規約は、平成20年4月19日から施行する。

附則

この規約は、平成25年4月20日から施行する。

附則

この規約は、平成27年4月18日から施行する。

附則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和2年11月1日から施行する。

附則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和4年4月17日から施行する。

附則

この規約は、令和4年9月10日に改正 令和5年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和6年4月23日から施行する。